

25長与環発第111号  
平成25年10月9日

株式会社 ダイエイ  
代表取締役 池島 美智子 様

長与町長 吉田 慎



許 可 証

平成25年9月25日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については、長与町廃棄物の処理及び清掃に関する規則第3条第1項の規定により、下記のとおり許可する。

**禁 複 写**

- |               |   |
|---------------|---|
| 1 許 可 番 号     | 長与一廃許可第49号  |
| 2 一般廃棄物の種類    | 事業系一般廃棄物  |
| 3 収集・運搬・処分の区別 | 収集・運搬   |
| 4 許 可 期 間     | 平成25年10月9日から平成27年10月8日まで  |
| 5 許 可 条 件     | ①一般廃棄物を収集・運搬する際は、必ず廃棄物の飛散防止等の措置を講ずること。<br>②事前に時津クリーンセンターと協議の上搬入すること。<br>③次回更新する許可申請は、許可終了日、1ヶ月前までに申請すること。<br>④廃棄物処理法に基づく収集運搬業務実績報告書を提出すること。 |